住所　京都市下京区西七条北月読町75番地２
李真豪　平成元年８月12日生
李友華　平成６年９月６日生
住所　京都市右京区梅津南広町85番地
曺隆司　昭和40年６月19日生
住所　東京都荒川区南千住４丁目９番７―2112号
金成幸　昭和58年９月２日生
夫惠美　昭和61年８月27日生
金美優　平成27年３月29日生
住所　埼玉県本庄市日の出３丁目３番19号
朴栄子　昭和21年３月18日生
住所　さいたま市緑区東浦和２丁目１番地７
琴寿美　昭和52年２月25日生
住所　さいたま市見沼区大字南中野488番地13
裵世龍　昭和63年２月19日生
住所　埼玉県春日部市小渕209番地１
李美則　昭和45年５月25日生
住所　千葉県香取市佐原イ1113番地５
梁暉　平成元年５月16日生
住所　神戸市中央区上筒井通４丁目２番23号
顧莉英　昭和55年10月８日生
顧莉莎　昭和63年11月16日生
顧莉花　平成元年11月28日生
住所　神戸市西区美賀多台１丁目２番地
朴壹貳　昭和43年12月23日生
住所　神戸市灘区稗原町４丁目２番７号
金東哲　昭和30年11月８日生
住所　神戸市須磨区松風町３丁目１番１―1410号
金勲一　昭和57年６月30日生
住所　兵庫県西宮市東町２丁目３番25―119号
陰慎吾　昭和52年９月14日生
住所　兵庫県西宮市高須町２丁目１番23―301号
陰悠　昭和54年６月21日生
住所　兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目18番４―303号
金尚子　昭和37年７月２日生
住所　兵庫県宝**塚**市三笠町11番２号
金美津江　昭和43年４月８日生
住所　兵庫県芦屋市朝日ケ丘町26番22号
李圭小　昭和16年10月５日生
金仁靜　昭和23年10月13日生
住所　兵庫県西宮市里中町１丁目９番25―105号
宋季根　平成元年９月30日生
住所　兵庫県宝**塚**市山本丸橋２丁目115番地２
姜浩希　平成元年５月６日生
住所　兵庫県宝**塚**市中筋山手２丁目５番20―306号
姜奎厘　平成３年５月17日生

○外務省告示第百八十四号

ザンビア共和国政府は、平成十七年四月十三日にニューヨークで採択された「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の加入書を平成二十九年四月七日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年五月七日にザンビア共和国について効力を生じた。

（平成二十九年四月七日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十九年五月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百八十五号

平成二十九年五月二十二日にアピアで、ヴァイシガノ橋架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がサモア独立国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ヴァイシガノ橋架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十八億六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十六年十二月三十一日

4　署名者

日本側　青木伸也在サモア大使

サモア側　トゥイラエパ・ファテイアロファア・ルペソリアイ・サイレレ・マリエレガオイ首相

平成二十九年五月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第百五十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年四月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年四月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	一三・二トン
三	九トン
四	九五九トン
五	○トン
六	○トン
七	一トン
八	○トン
九	一七九トン
一〇	九六トン
一一	一、〇四一トン
一二	二、五八六トン
一三	四八二、四五五トン
一四	七三、〇四八トン
一四の二	二七、五一八トン
一五	五五トン
一六	七六八トン
一七	三、九九一トン
一八	五五八トン
一九	一四トン
二〇	一〇トン
二一	一、七五九トン
二二	五五トン
二三	一五トン
二四	一五トン
二五	○トン
二六	二四トン
二七	三四トン
二八	○トン
二九	○トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年四月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	四五七、七六八トン
一四	一〇、五四四トン

○財務省告示第百五十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎